

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年1月16日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区若者総合支援センター運営業務委託

(2) 概要

「世田谷区若者総合支援センター（以下「センター」）」を新たに整備するにあたり、開設準備として、区の若者支援に関する各所管やその他の団体等とのネットワーク構築に向けた業務を行うとともに、開設後のセンターを円滑に運営することで、生きづらさを抱えた若者の支援を実現する。

開設準備

期間：平成26年4月1日（火）～平成26年8月31日（日）

業務時間：午前9時～午後5時（土、日、祝休日休館）

場所：玉川区民会館別館「上用賀アートホール」2階（区直営施設）＜予定＞

（住所：世田谷区上用賀5-14-1）

センター運営

期間：平成26年9月1日（月）～平成27年3月31日（火）

開館日時：午前10時～午後6時（日、月、祝休日休館）

場所：世田谷ものづくり学校3階（約160㎡ 区直営施設）

（住所：世田谷区池尻2-4-5）

開設日時は、原則として世田谷若者就労支援センターに準じるが、詳細は受託者との協議による。（例えば、月1回日曜日に開館し、相談会やセミナー等を開催する場合など）

(3) 業務内容

開設準備室での業務内容について

- ・ひきこもり支援に関する研修の実施（支援担当職員向け）
- ・関係団体等が実施するケースカンファレンスや研修会への参加
- ・相談支援マニュアル・様式類等の整備
- ・生きづらさを抱えた若者の支援ネットワークの構築
- ・家族向けセミナー等の開催
- ・若者支援シンポジウムの企画・実施 平成26年7月24日（木）実施予定

センターでの業務内容について

- ・相談業務
- ・居場所スペースの運営
- ・セミナールームの運営
- ・若者支援ネットワークにおける関係機関との連携
- ・訪問業務（アウトリーチ）
- ・若者応援ブック原稿作成

(4) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

ただし、平成27年度から平成28年度までについても、各年度における本事業の予算配当があり、かつ前年度の履行状況が良好であることを条件として、引き続き契約する予定がある。

2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 東京都若者社会参加応援事業の登録団体または研究団体であること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5. 選定日程

内容	日程	備考
手続開始の公告日	1月16日(木)	
説明書の交付	1月16日(木)～ 1月23日(木)	区ホームページからのダウンロードによる
施設見学会	1月21日(火)午後	希望団体は、施設見学を実施することができる。
参加表明書の提出期限	1月23日(木)17時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。
プロポーザル招請通知	1月24日(金)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送信する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を電子メールで送信する。
質問書の提出期限	1月31日(金)17時	電子メールに限る。 質問内容および回答は、その都度、全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	2月5日(水)17時	持参に限る。
第一次審査	2月上旬	第一次審査で上位3社を選抜する。

第一次審査結果通知	2月上旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 プレゼンテーション	2月中旬	第一次審査の上位3社を対象にして、プレゼンテーションを実施する。
第二次審査結果通知	2月下旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日(火)	

6. その他

- (1) 提案にあたっては、世田谷区ホームページ等を参考にすること。
- (2) 本件は、平成26年度予算の配当を条件として契約する。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「有」
平成27年度・平成28年度世田谷区若者総合支援センター運営業務委託
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 詳細は実施説明書による。

7. 本件担当部課

世田谷区子ども部若者支援担当課 担当 馬場・増田

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第一庁舎5階55番窓口

電話：03-5432-2585 FAX：03-5432-3050

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

E-mail：SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp